

事務局に関する内規

平成 19 年 5 月 29 日(制定)

平成 25 年 3 月 25 日(改訂)

平成 29 年 3 月 28 日(改訂)

令和 3 年 4 月 1 日 (改訂)

(目的)

第 1 条 この内規はバイオメディカル・ファジィ・システム学会会則第 4 条に基づき、学会事務局に関する事項を定める。

(事務局)

第 2 条 事務局は、正会員である学会役員が担当する。また、事務局業務については外部委託することができる。外部委託する場合は、事務局を担当する学会役員 1 名以上で外部委託された総務業務および会計業務を監督することとする。

(所在地)

第 3 条 事務局を以下に置く。

〒820-0067 福岡県飯塚市川津 680-41

一般財団法人 ファジィシステム研究所内

(任期)

第 4 条 事務局担当者の任期は、役員の任期 2 年と同じとする。

(設定, 修正, および廃止)

第 5 条 本内規の設定、修正、および廃止に、バイオメディカル・ファジィ・システム学会理事会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附則 本内規は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。